	「拍 式(本補)(机口对思衣) 「	
現 行	改正後	
Ⅱ.保険監督上の評価項目	Ⅱ.保険監督上の評価項目	
Ⅱ-4 その他	Ⅱ-4 その他	
Ⅱ-4-3 報酬体系	Ⅱ-4-3 報酬体系	
Ⅱ-4-3-1 意義	Ⅱ-4-3-1 意義	
(略)	(略)	
 (注1)出資先外国法人とは、Ⅲ-2-3-3(2)で記載した「出資先外国法人」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。なお、海外に支店又は出資先外国法人を有していない保険会社及び持株会社にあっても、Ⅱ-4-3-2「主な着眼点」に準じて対応することが望まれることに留意する。 (注2)、(注3) (略) 	 (注1)出資先外国法人とは、Ⅲ-2-3-4(2)で記載した「出資先外国法人」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。なお、海外に支店又は出資先外国法人を有していない保険会社及び持株会社にあっても、Ⅱ-4-3-2「主な着眼点」に準じて対応することが望まれることに留意する。 (注2)、(注3) (略) 	
Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点	
Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理	Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理	
Ⅲ-2-3 子会社等	Ⅲ-2-3 子会社等	
(新設)	<u> </u>	
	他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。	
	(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。 他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・ 媒介(以下、「代理等」という。) (注1) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代	

	1日以 (作り冊)(初日日か)常文/
現 行	改正後
	理等は認められないことに留意する。 (注2)保険会社が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、 不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。 (注3)担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第56条の2第1 項第24号に規定する会社以外は認められないことに留意する。
	(2) 当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たし ているか。
Ⅲ-2-3-2 保険会社の貸付金等に係る担保 <u>不動産</u> の保有・管理会社(自 己競落会社)の取扱い	Ⅲ-2-3- <u>3</u> 保険会社の貸付金等に係る担保 <u>財産</u> の保有・管理会社の取扱 い
<u>いわゆる自己競落会社(以下、この皿-2-3-2 において「会社」という。)</u> について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。	保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点 に留意した取扱いとなっているか。
(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。 ① 出資保険会社が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合(出資保険会社に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。)に行う当該貸付金等に係る担保不動産の取得(競落による取得に限る。) ② 買取会社が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合(買取会社に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。)に、出資金融機関(会社の親保険会社をいう。)が買取会社に譲渡した不動産担保付債権に係る担保不動	(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。 ① 親保険会社等が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合(親保険会社等に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。)に行う当該貸付金等に係る担保財産の取得(不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。)。 (削除)
<u>産の取得(競落による取得に限る。)</u> ③ 取得した <u>不動産</u> の保有・管理及び売却	② 取得した <u>財産</u> の保有・管理及び売却 <u>(以下、「保有等」という)</u> 。
(2) 当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。	(2) 当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。 ① 不動産の保有等
① 競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によっているか。	<u>イ</u> . 競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によって いるか。
② 不動産の取得にあたっては、いやしくも社会的批判を浴びることの	<u>ロ</u> . 不動産の取得にあたっては、いやしくも社会的批判を浴びること

現	行

ないよう厳に留意した運営となっているか。

- ③ 取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。
- ④ 取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。
- <u>⑤</u> 当該会社は業務を遂行するにあたって、ホテル業等関連会社が営む ことができない業務を営んでいないか。

(新設)

(新設)

(新設)

改正後

のないよう厳に留意した運営となっているか。

- <u>ハ</u>. 取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。
- 二. 取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。
- <u>ホ</u>. 当該会社は業務を遂行するにあたって、ホテル業等関連会社が営むことができない業務を営んでいないか。

② 動産の保有等

- イ. 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐に亘ることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や瑕疵担保責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。
- <u>口. 当該動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法によ</u> る評価をしているか。
- <u>ハ.</u> 取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理を行い、当該動産の価値の向上、維持に努めているか。
- 二. 取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、その実現に努めているか。
- <u>ホ. 当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むこ</u> とが適当でない業務を営んでいないか。

③ 債権の保有等

- <u>イ. 当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。</u>
- 口.取得した債権に関し、当該債権の第三債務者(目的債権の債務者) の信用力を判断するために必要となる情報を随時入手し財務状況を 継続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めてい るか。
- <u>ハ.</u> 取得した債権に関し、適時に適切な回収措置(第三者への譲渡を 含む)を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。

④ その他の財産の保有等

<u>その他の財産についても、上記不動産、動産および債権の保有等に</u> <u>準じた取扱いがなされているか。</u> 現行

- (3) <u>競落対象物件は出資保険会社又は買取会社</u>の貸付金等に係る担保<u>不動産</u>であり、当該<u>不動産の競落</u>により、<u>出資保険会社又は買取会社に配当</u>が見込まれるか。
- (注) 貸付金等には<u>出資保険会社</u>が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該<u>不動産</u>の被担保債権となっているもの<u>及び買取会社の不動産担</u>保付債権を含む。

(4) その他

① <u>会社</u>は、宅地建物取引業法の規定により、同法第3 条の免許を取得しているか。

(新設)

- ② 会社は取得した不動産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。
- ③ <u>出資保険会社</u>及び<u>会社</u>は<u>会社</u>の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ-2-3-3 (略)

改正後

- (3) 対象財産は親保険会社等の貸付金等に係る担保財産であり、当該財産 の購入により、親保険会社等に回収が見込まれるか。
 - (注)貸付金等には<u>親保険会社等</u>が保証の履行により取得した求償権等の 債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4) その他

- ① <u>不動産の保有等を行う当該会社</u>は、宅地建物取引業法の規定により、 同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に 必要な免許、許可、登録又は承認等を取得しているか。
- ③ 当該会社は取得した財産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。
- ④ 親保険会社等及び<u>当該会社</u>は<u>当該</u>会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ-2-3-4 (略)